

令和6年4月1日

厚德幼稚園 重要事項説明書

1. 幼稚園運営主体

幼稚園の名称	学校法人厚德幼稚園 厚德幼稚園
所在地	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 3-16-21
電話番号	048-824-1582 / 070-6945-1582
代表者氏名	理事長 淤見善雄

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	教育基本法及び学校教育法に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
運営方針	「明るく・正しく・仲よく」を教育目標に掲げ、明るく素直で、お互い助け合い、たのしく生きていけるような豊かな心の育成をめざし、保育を行う。

3. 施設の概要

施設の種別	幼稚園
施設の名称	厚德幼稚園
所在地	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 3-16-21
電話番号・FAX 番号	電話：048-824-1582 / FAX：048-824-1724
施設長名	園長 淤見尚子
認可年月日	昭和 31 年 4 月 8 日
利用定員	140 名（満 3 歳児：10 名・3 歳児：40 名・4 歳児：45 名・5 歳児：45 名）

4. 施設・設備等の概要

敷地面積	1055.53 m ²
園舎	鉄骨造 3 階建て 延べ床面積 654.98 m ²
園庭面積	577.98 m ²
施設設備の内容	保育室 5 室・遊戯室 1 室・職員室 1 室・保健室 1 室 幼児用トイレ 3 ヶ所・大人用トイレ 2 ヶ所・ホール（地蔵堂内）1 室
設備の種類	冷暖房（エアコン・床暖房）、AED、緊急地震速報装置等
安全対策	監視カメラ（録画機能付き）6 カ所、AED 等

5. クラス構成

年長組（5 歳児） 2 クラス

年中組（4 歳児） 1 クラス

年少組（3 歳児） 2 クラス

満 3 歳児クラス（年少組と合同で活動を行う時と満 3 歳児のみで活動を行う場合があります）

6. 教職員体制

理事長	1人
園長	1人
副園長（育休取得中）	（1人）
幼稚園教諭	10人
事務職員	1人
非常勤教諭	5人
非常勤職員	3人

園医

小児科・内科	大原博照	大原医院	さいたま市浦和区北浦和 3-19-17	048-831-3880
歯科	葦沢元春	北浦和歯科診療所	さいたま市浦和区北浦和 3-9-10	048-831-7535

7. 保育・教育を行う日及び時間

1) 保育週数・保育期間

- ・年間 39 週以上

1 学期：4 月 6 日頃～7 月 20 日頃

2 学期：9 月 1 日頃～12 月 20 日頃

3 学期：1 月 8 日頃～3 月 17 日頃

2) 休園日

- ・土曜日・日曜日・祝日・埼玉県民の日・さいたま市民の日

- ・長期休園期間

（夏期：7 月 21 日頃～8 月 31 日頃

冬期：12 月 21 日頃～1 月 7 日頃

春期：3 月 18 日頃～4 月 5 日頃）

- ・その他園長が特日定めた日（創立記念日等）

※臨時休園（状況により事前または当日連絡）

台風や大雪など、悪天候時

感染症が流行している場合、学級閉鎖や臨時休園の可能性があります。

3) 保育時間

- ・月曜日から金曜日 9 時～13 時 50 分まで

※学期始め・学期末および園の定めた日は 9 時～11 時 50 分まで

※登園時間 9 時～9 時 30 分

※降園時間 満 3 歳児・年少 13 時 45 分（半日保育日は 11 時 45 分）

年中組 13 時 55 分（半日保育日は 11 時 55 分）

年長組 14 時 00 分（半日保育日は 12 時 00 分）

※満 3 歳児と年少組は、慣らし保育の期間は半日保育となります

4) 預かり保育

- ・午前 8 時～登園時間まで
- ・降園後～午後 6 時まで

※月曜から金曜日。土日祝は実施しません。

※仕事、介護、通院、学校関係のご用事、リフレッシュなど理由を問わずご利用いただけます。

※リフレッシュ利用が不可の日もございます。

※半日保育の日は、お弁当をご用意ください。

※預かり保育を実施しない日

- ・土曜日、日曜日
- ・国民の祝日
- ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ・4 月 1 日（始業準備のため）
- ・4 月 26 日（引渡訓練のため）
- ・6 月 17 日（6/15 土曜参観の振替休日）
- ・7 月 12 日（みたままつりのため）
- ・7 月 19 日（夕涼み会のため）
- ・8 月 13 日～15 日（お盆）
- ・8 月 16 日（4/11 開園記念日の振替休日）
- ・10 月 25 日（10/12 運動会の振替休日）
- ・12 月 2 日（11/30 お遊戯会の振替休日）
- ・1 月 27 日（1/25 ヤキイモパーティーの振替休日）
- ・2 月 7 日（2/ 8 作品展準備のため）
- ・2 月 10 日（2/8 作品展の振替休日）
- ・3 月 17 日（3/15 卒園式の振替休日）

また、5 月には親子遠足、年に 2 回個人面談があります。その際に、保護者の方も参加していただくことになります。保育参観は自由参観です。

- ・臨時休園や学級閉鎖の場合は預かり保育も実施しません。

8. 利用者負担金等の内容及び支払方法

1) 利用者負担金等

① 月額保育料 幼児教育・保育の無償化に伴い無料（法的代理受領）

② 預かり保育料 30 分当たり 100 円・

（実費）おやつ代 50 円、18：00 以降は 10 分当たり 500 円

（「保育を必要とする園児（別紙）」の預かり保育利用料は原則無料）

③ 利用者負担金等

1 受入準備金（入園手続き時） 80,000 円

2 特定負担金（月額）

- ・特定教職員配置費（満3歳児・年少）4,000 円 / （年中・年長）3,000 円

クラス担任の他に副担やフリーの先生を配置するため

- ・施設設備維持管理費（全学年）1,500 円

保育室のエアコンや床暖房等を安全に使用するため定期的にメンテナンスを行うため

- 3 給食費（一食）360 円
- 4 絵本代（月額）実費
- 5 用品代
- 6 特別活動費

※納入された受入準備金は原則として返還いたしません。転居を伴う転勤の場合、会社からの証明書類の提示があれば受入準備金の半額をお返しします。

※特定教職員配置費、施設設備維持管理費は、年間の費用を 12 か月で割って算出しております、夏休み等長期休園期間も同額を収めて頂きます。

※上記金額は、令和 6 年度の金額です。物価変動や税率変更等の理由により、金額に変更が生じる場合があります。

※用品代（制服・かばん・保育用品一式）およそ 50,000 円（令和 6 年 4 月納入）

※埼玉県とさいたま市の PTA 連合会の年会費（150 円くらい）を納入して頂きます。

2) 支払い方法

① 支払い方法は以下の方法をお願い致します。

- ・上記 1) ②～③2-6（利用者負担金等） 銀行口座より引き落とし

※毎月指定日（10 日頃）に、埼玉縣信用金庫北浦和支店の口座より引き落としをさせていただきます。8 月分は 7 月に 2 か月分まとめて引き落としをさせていただきます。なお、引き落としに係る手数料はご家庭での負担をお願いします。

- ・上記 1) ③1（受入準備金） 入園手続き時に現金支払い

3) 月途中の入退園があった場合及び長期休園等の場合の利用者負担金等

① 月途中の入退園があった場合

- ・上記、1) ③2 は、日割りの額をお納め頂きます。
- ・上記、1) ③3-6 は、全額お納め頂きます。

② 長期休園等の場合

- ・上記、1) ③2 は、休園期間中も全額お納め頂きます。

※月途中から休園・再登園となった場合は、当月分は返金致しませんので、予めご了承ください。

※休園期間も在園期間に含めて修了証書を発行いたします。

③ 長期間一斉休園・感染症拡大等による自主休園の場合

大規模災害や感染拡大等により長期間の一斉休園が生じた場合は下記の通りとさせていただきます。

- ・上記、1) ②～③2.4.5.6 は全額お納め頂きます。
- ・上記、1) ③3 は請求いたしません。

9. 給食等の提供

1) 給食の提供

① 給食を提供する日

- ・月・火・木・金曜日

※水曜日、半日保育、長期休業日は給食の提供は行いません。

※埼玉給食センターに委託しています。

※火・木曜日は小魚を提供します。

※水曜日（一日保育）はご家庭からのお弁当をご用意ください。

②食物アレルギーの対応について

・食物アレルギー対応食（対象品目完全除去食）の提供を行います。一部対応不可能な食材がございます。

・食物アレルギーをお持ちのお子さんは、事前に所定の書類「アレルギー疾患生活管理指導票」を必ずご提出いただきます。

2) 預かり保育ご利用時のおやつ提供

・預かり保育をご利用の場合、午後3時過ぎにおやつを提供を行います。

※食物アレルギーをお持ちのお子さんは、ご家庭でおやつをご用意ください。

3) その他食材の提供

・保育の一環として、誕生会等の園行事及び園児の育てた野菜等の食材を食べる場合があります。

※上記食材の提供を希望されない方は予めお申し出ください。

10. 施設の利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての注意事項

1) 利用開始及び終了に関する事項

利用開始について	園長の入園許可及びお住まいの市町村の認定に基づき利用契約を締結した後、利用開始となります。
利用終了について	当園では、以下の場合に教育・保育の提供を終了致します。 ・利用幼児が保育課程を修了したとき（小学校に就学したとき） ・途中退園の場合は、退園手続きをおこなったとき。 ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

2) 利用にあたっての注意事項

・その他利用にあたっての注意事項については、入園後に配布する「厚徳幼稚園のしおり」をご参照ください。不明な点は園にお問い合わせください。

11. 正課教室

※年少中長対象 ＊体操教室（廓信寺地藏堂ホール）毎週木曜日、ラックススポーツクラブ体操講師の指導

※年長対象 ＊お茶（煎茶）のお稽古（廓信寺客殿）年6回程度

清泉幽茗流（せいせんゆうめいりゅう）講師の指導

＊オルガン（キーボード）のお稽古（各保育室）クラス担任による指導

＊ボール投げ教室（幼稚園園庭）年8回程度

「熱いぞ熊谷からの野球教室」講師の指導

12. 課外教室（年中から開始、希望者のみ）

※体操教室（ラックススポーツクラブ）毎週木曜日 地藏堂ホールにて

※サッカー教室 月3回 園庭にて

※学研教室 毎週火曜日 幼稚園保育室にて

13. 緊急時における対応

1) 保育中に幼児の急病や容態急変等があった場合は緊急連絡先に連絡をし、速やかに「かかりつけ医」もしくは「嘱託医」に連絡・相談を行うなど、必要な措置を講じます。

- 2) 保護者と連絡が取れない場合には、幼児の身体の安全を最優先させ、登園が責任をもってしかるべき対応を行いますので予めご了承ください。

14. 非常災害対策

消防計画届出書	さいたま市消防局浦和消防署 平成 16 年 11 月 26 日届出 防火管理者 氏名 淤見尚子
消防設備	自動火災報知機・非常警報装置・煙感知器・誘導灯・消火器・その他、 カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難訓練	火災、地震を想定した避難訓練を年 3 回以上実施
避難場所	第一避難場所 厚德幼稚園園庭 第二避難場所 廓信寺地藏堂・本堂→さいたま市立北浦和小学校

15. 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	災害共済給付／JK（園総合保障制度）
保険の内容	加入園賠償責任保険
引受保険会社	日本スポーツ振興センター／Chubb 損害保険株式会社

16. その他幼稚園の運営に関する重要事項

- 1) PTA 令和 6 年度より父母の会組織は廃止の予定です。
- 2) 健康診断等
 - ① 園児健康診断（全園児対象 年 1 回実施） 嘱託医が検診をします。
 - ② 園児歯科検診（全園児対象 年 1 回実施） 嘱託医（歯科医）が検診をします。
 - ③ 尿検査 （全園児対象 年 1 回実施） 民間の検査機関に検査委託をします。
 - ④ 身体測定 （全園児対象 年 3 回実施） 幼稚園職員が園児の身体測定を行います。

17. 保育・教育、運営に関する相談・苦情窓口の設置

- 1) 相談・苦情担当者
園長 淤見尚子 048-824-1582 幼稚園職員室
副園長 大沼寛子 048-824-1582 幼稚園職員室
- 2) 受付時間
月曜日から金曜日 午前 9 時～午後 5 時
- 3) 受付方法
電話・お手紙・面談などの方法で相談・苦情を受け付けます。

18. 個人情報等の取扱いについて

当園における個人情報の取扱いに関しましては、次ページ「厚德幼稚園における個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。

厚德幼稚園における個人情報の利用について

厚德幼稚園園長 於見尚子

当園では、入園にあたりましてご提供いただきました個人情報につきまして、下記のとおり利用いたします。

1. 利用目的

園児及び保護者の皆様に関する個人情報につきましては、以下利用目的のために収集いたします。以下の目的以外での利用が必要となった場合には、あらかじめその旨通知いたします。

- 園児の教育、保育活動の企画立案・実施・検証研究・安全管理向上のため
- 当園の各種サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理のため
- 園児募集および入園選考のため
- 当園業務に関する情報提供・運営管理、サービス向上のため
- 保育料の支払いなど経理上手続きのため
- 園児名簿の作成のため
- 当園の園児、保護者との連絡や情報提供のため
- その他保育活動を適切かつ円滑に行うため

2. 安全管理について

当園では、お預かりいたしました個人情報につきまして、適正に管理いたします。当園における個人情報保護方針等につきましては、当園園長へご確認ください。

3. 第三者提供について

当園では、園児名簿以外は、法令に基づく場合を除き、第三者への提供はいたしません。

4. 個人情報に関する利用目的の通知、開示、訂正、利用停止について

当園で保有する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、利用停止につきましては、当園園長於見尚子（電話048-824-1582）まで連絡ください。また、上記以外の当園における個人情報の取り扱いに関する苦情・相談につきましても、上記当園園長までご連絡ください。

当園では、園児及び保護者の方以外からの個人情報に関する開示、訂正、利用停止につきましては、法令に基づく場合を除き対応いたしません。また、園児及び保護者の方であっても、当園の保育活動に支障が発生する恐れがある場合や、園児及び保護者の権利利益を害する恐れのある場合には、応じられない場合がございますので、ご了承ください。

以上